

JIS

舟艇－最大推進出力値の決定： 船体の長さ 8 m 未満の舟艇

JIS F 1036 : 2003

(JMSA)

平成 15 年 9 月 29 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立石 学	運輸施設整備事業団
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	山下 暁	社団法人日本船用工業会
	渡邊 勝 世	日本小型船舶検査機構
	丸山 研 一	国土交通省
	伊藤 茂	国土交通省
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 15.9.29

官 報 公 示：平成 15.9.29

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶標準協会

(〒171-0031 東京都豊島区目白1丁目3-8 造船技術センタービル TEL 03-3984-9051)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 11592 : 2001, Small craft less than 8 m length of hull – Determination of maximum propulsion power rating を基礎として用いた。

JIS F 1036 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) 操船試験 – 最高速度 $v_{\max} > 7\sqrt{L_H}$ ノット

附属書 B (規定) オーナ用マニュアル

附属書 C (参考) 船外機艇の最大出力決定における初期試験のガイドライン

附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
3.1 機関出力 (engine power)	2
3.2 艇速 (craft speed)	2
4. 最大推進出力値の決定及び記載	2
4.1 船外機艇	2
4.2 その他の艇種	2
4.3 許容出力ラベル及びオーナ用マニュアル	3
5. 試験艇準備	3
6. 試験状態	4
7. 操船試験方法及び基準	4
附属書 A (規定) 操船試験－最高速度 $v_{\max} > 7\sqrt{L_H}$ ノット	6
附属書 B (規定) オーナ用マニュアル	7
附属書 C (参考) 船外機艇の最大出力決定における初期試験のガイドライン	8
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	12
解 説	15

舟艇—最大推進出力値の決定： 船体の長さ 8 m 未満の舟艇

Small craft less than 8 m length of hull—Determination of maximum propulsion power rating

序文 この規格は、2001年に第1版として発行された ISO 11592:2001, Small craft less than 8 m length of hull—Determination of maximum propulsion power rating を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、機関によって推進する船体の長さ 8 m 未満の舟艇の最大出力値の決定要件について規定する。

この規格を適用しない舟艇は、次による。

- ISO 13590 (JIS F 1030) で定義するパーソナルウォータークラフト。
- カヌー、カヤック。
- ISO 6185-1～3 で定義する膨脹式ボート。ただし、同 **Part 3** で規定する 30 ノット又はそれ以上の最大速度が予想される複合形膨脹式ボート (RIBS) は、この規格による。
- レーシングボート：競技用に設計、建造された艇。

この規格は、最大出力値に関する構造強度を要求するものではなく、海象、風、航路及び波のすべての状況下での不安定性への安全を保証するものでもない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC **Guide 21** に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 11592 : 2001, Small craft less than 8 m length of hull—Determination of maximum propulsion power rating (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年 (又は発行年) を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発行年を付記していない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS F 0405 : 1998 舟艇—推進機関及び装置—出力測定及び出力表示

備考 ISO 8665 : 1994, Small craft—Marine propulsion engines and systems—Power measurement and declarations が、この規格と一致している。